

注意喚起

積雪による太陽電池発電設備の損壊事故防止について

令和 3 年 12 月 1 日
経済産業省産業保安グループ
電力安全課

近年、積雪により太陽電池アレイ（太陽電池モジュール及び支持物）が損壊する事故が発生しています。

同様の事故発生を防止するためには、太陽電池アレイの設置者におかれては、以下の点にご注意いただきますようお願いいたします。

1. 積雪荷重を考慮した太陽電池発電設備の設計・施工について

「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和 3 年経済産業省令第 29 号。以下「省令」といいます。）は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 39 条第 1 項及び第 56 条第 1 項の規定に基づき、太陽電池発電設備の太陽電池モジュールや支持物を対象として定めた技術基準であり、設置者は、技術基準に適合するよう太陽電池発電設備を設置し、維持することが義務付けられています。

太陽電池発電設備を新たに設置したり、変更の工事を行う場合は、最新の省令の規定に基づき、積雪荷重その他設置環境下において想定される荷重を考慮して、設計・施工を行ってください。

なお、省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容については、「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈」を御確認ください。

2. 保安管理の徹底について

積雪による損壊事故を防止するためには、定期的に設備を点検するとともに、必要に応じて除雪を実施するなど、発電設備の保安管理について徹底することが重要となります。

特に、太陽電池アレイ面の下端部に作用する積雪による沈降荷重等の影響を受けるおそれがあることから、大量の積雪が予想される場合にはこまめな除雪を行ってください。

3. 損壊してしまった時の対応

損壊した太陽電池発電設備は、接近すると感電するおそれがあるので、一般の住民の皆様も含めてむやみに近づかないようにしてください。特に、太陽電池モジュール（パネル）は、光が当たれば発電をすることがあります。このため、素手で触ると感電するおそれがあります。周囲にロープを張るなど、関係者以外が不用意に立ち入らないような対策を行ってください。

被害の対処にあたっては、50kW 未満の太陽電池発電設備の場合は、販売施工業者等に、50kW 以上の太陽電池発電設備の場合は、選任されている電気主任技術者に連絡し、太陽電池発電設備に十分な知見のある者が作業を行うようにしてください。復旧作業等でやむを得ず取り扱う場合は、肌の露出のない服装かつヘルメット、ゴム手袋、ゴム長靴着用等の感電対策を行ってください。

4. 産業保安監督部や経済産業省への連絡

太陽電池発電設備が損壊した場合、電気事業法の規定に基づき、設置者等による事故報告※が必要となる場合がありますので、被害の発生を知ってから 24 時間以内に、所管の産業保安監督部へ報告してください。

設置者以外の皆様におかれても、損壊した太陽電池発電設備を見かけたら、感電のおそれがありますので、最寄りの産業保安監督部や経済産業省または設置者までお知らせいただきますようお願いいたします。

※ 電気事業法第 106 条

以 上